要支援 1・2に認定された方の

介護予防サービスの利用のしかた

①地域包括支援センターに連絡

本人や家族が

地域包括支援センターに連絡、相談をします。

大石田町地域包括支援センター 電話 36-1520





②職員に希望をつたえます

本人や家族が、地域包括支援センターの 職員とこれからどのような生活を希望するかなどについて話し合います。





③介護予防ケアプランを作ります

地域包括支援センターの職員と介護予防 ケアプラン(どのようなサービスをどの くらい利用するかなどを決めた計画書)





④介護予防サービスを利用します

サービス事業者と契約します。 介護予防ケアプランにそって、 介護予防サービスを利用します。

利用したサービスの一割を自己負担します。



わからないことはお問い合わせください。 大石田町役場 保健福祉課 福祉グループ 介護保険担当 1435-2111 (132)

裏面もご覧下さい。

要支援1・2の方がご利用いただけるサービス

自宅での日常生活の手助け

介護予防訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、 調理や掃除などを利用者と 一緒に行い、利用者が自分 でできることが増えるよう 支援します。



介護予防福祉用具貸与•購入

自立した生活をするために福祉用具を借りたり、買うときにも介護保険が使えます。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

家にお風呂にはいれない、感染症などで 利用が難しい場合、入浴サービスが利用 できます。

介護予防訪問 リハビリテーション リハビリ専門の人に 来てもらい、 家でリハビリをします。



施設にかようサービス

介護予防通所介護(デイサービス)

デイサービスの施設で、食事や入浴などのサービスや生活機能を維持、良くするための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。



介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護予防を目的とした生活機能の維持・良くするための

施設に泊まる・入るサービス

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事や入浴などのサービスや機能訓練などが受けられます。



介護予防特定施設入居者介護

| 有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。 | 介護予防を目的とした食事や入浴などの日常生活上の支援や介護を提供します。

このほかにも利用できるサービス(住宅改修や介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導など)や町で行っているサービスもあります。

詳しいサービスの内容などについては 地域包括支援センターまでお問い合わ せください。

サービス利用の相談は無料です

介護予防ケアプラン(どのように介護サービス を使うかという計画)の作成、および相談は無 料です。

全額を介護保険で負担するので利用者の負担は ありません。